



方法で支払う。ただし振込手数料は被告の負担とする。

- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官○○○○○○



これは正本である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇簡易裁判所〇〇〇〇〇〇

裁判所書記官〇〇〇〇〇〇